

よりよい「対話」ができる社会に向けて～小学校の「対話」授業から考える

公益委員 森尾成之

はじめに

この4月より、公益委員を拝命しました。個々の労働者・使用者の「個別労働関係紛争のあっせん」、労働組合・使用者の「労働争議の調整（あっせん、調停、仲裁）」、同じく労働組合・労働者による申立てを受けた「不当労働行為の審査」という広い意味での「対話」に関わるお仕事の重責に身のすくむ思いですが、宜しくお願い申し上げます。

1 小学校から「対話」授業

「対話」と言えば、先日、とある自治体の教育研究所の先生から冊子をご恵贈頂きました。『対話で子どもが変わる！』（注1）と名付けられたその冊子は、小学校での授業実践例や、授業・学級を運営する際の注意点などを集めた、いわば知と経験の詰まった授業担当の先生向けの実践レシピ集のようなものになっています。

ここまですと何の変哲も無いように思われるかもしれませんが、「熟議」「合意形成の質を上げる」「見える化」「アイスブレイク」など、企業や役所の研修などでも行われるファシリテーション（会議等を円滑に進める技法）の用語が並んでいます。先生は教え込み過ぎてもいけない、その場におけるおおまかな方向性と着地点を意識しつつ、個々の生徒さんが発言しやすい雰囲気をつくり、場の議論を活性化させる、差詰めコーディネーターとしての重要な役割を担っているとも言えそうです。

建設的な議論を進めるために否定的な言葉を使わないし使わせない。発言者のよいところを誉めるといったことを通じて、発語と「対話」がしやすいよう、場の雰囲気に配慮することが、先生をはじめその場にいる生徒さんの作法さらには矜持として定着しているようです。一般的に社会経験が乏しく、判断能力も十分ではないことが多い子どもへの教育的配慮を前提としている点を除けば、実社会と同様に、「いや、それ以上に」、この教室が一人の人間として他者を尊重し、尊重される関係性を学び、実践する場であることがより明確となっているように思われます。

さらに、話のテーマ、議論を促す「問い」の立て方から、自分自身の利害についての表明に留まらず、社会や地域に関する皆の共通の関心事に一人ひとりが発言することが促されています。

2 「対話」授業が投げかけたもの

この冊子の内容は、勿論、一義的には小学校の先生を対象として「対話」授業の実践例と

留意点を記したものではありません。ただ、ここで小学生にも受け入れられる位、丁寧に編まれた「対話」の作法と提言が、社会に投げかけたメッセージは大きいと思われま

す。勿論、社会では赤裸々な利害が対立するような場面は多々あり、相手を批判せざるを得ない場面は必ずあります。表現の自由は民主主義の基本でもあります。他方、インターネット上では他者を傷つける刃物のような言葉が横行し、こうした誹謗中傷に対応すべく課題も指摘される中で侮辱罪が厳罰化されました。そういう社会に私たちは生きています。

ただ、日常生活の多くのコミュニケーションにおいて、ほんの少しの他者への対応や言葉遣いの配慮、一人ひとりが着地点をイメージしながら相手や全体像につき対応することができれば、こんなことにはならなかったのに、もっと円滑に物事が進んでいたのという場面も少なくありません。この冊子を発刊した自治体が、教育を通じたまちづくりを大きな柱としているとのことですが、町での意思決定のあり方まで視野に入れた改革であるとすれば、大きな社会改革と思われま

す。

おわりに

私は、大学で教壇に立っていますが、小学校でここまでの「対話」授業が行われているのを目の当たりにすると、どこまで多様な学生さんに寄り添うことができるのか、バトンを渡されたようにも思えてきます。

また、雇用のあり方が変わる中で、労使の間に立ち「対話」による「もめごと」のよりよい予防と解決につき本委員として対応して参りますので、宜しくご活用ください。

(注1)令和3年度いの町教育研究所菊池実践部会『対話で子どもが変わる！いの町からの小さな提言』（高知県吾川郡いの町教育委員会事務局教育研究所、2022年）。なお同町は、町全体で取り組む地方創生事業の一環として「教育・子育て」を大きな柱として町政を行っているとのことである。